

第一号議案

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正について

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表の十七の項中「二年三月」を「三年」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

提案理由

職員が育児をしながら働きやすい環境を整備するため、育児時間の対象となる子の年齢を拡大したいので提案する。

○学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行																							
<p>第一条～第七条（略）</p> <p>第八条 条例第十一条による特に承認を与える場合及びその期間は次のとおりとする。</p>	<p>第一条～第七条（略）</p> <p>第八条 条例第十一条による特に承認を与える場合及びその期間は次のとおりとする。</p>																								
<table border="1"> <tr> <td>原</td> <td>因</td> <td>特に承認を与える期間</td> </tr> <tr> <td>一～十六（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>十七 生後三年</td> <td>に達しない</td> <td>一日二回、一回六十分（生後二年に達した子を育てる場合にあつては四十五分）</td> </tr> <tr> <td>十八～二十四（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	原	因	特に承認を与える期間	一～十六（略）	（略）	（略）	十七 生後三年	に達しない	一日二回、一回六十分（生後二年に達した子を育てる場合にあつては四十五分）	十八～二十四（略）	（略）	（略）	<table border="1"> <tr> <td>原</td> <td>因</td> <td>特に承認を与える期間</td> </tr> <tr> <td>一～十六（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>十七 生後二年三月</td> <td>に達しない</td> <td>一日二回、一回六十分（生後二年に達した子を育てる場合にあつては四十五分）</td> </tr> <tr> <td>十八～二十四（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	原	因	特に承認を与える期間	一～十六（略）	（略）	（略）	十七 生後二年三月	に達しない	一日二回、一回六十分（生後二年に達した子を育てる場合にあつては四十五分）	十八～二十四（略）	（略）	（略）
原	因	特に承認を与える期間																							
一～十六（略）	（略）	（略）																							
十七 生後三年	に達しない	一日二回、一回六十分（生後二年に達した子を育てる場合にあつては四十五分）																							
十八～二十四（略）	（略）	（略）																							
原	因	特に承認を与える期間																							
一～十六（略）	（略）	（略）																							
十七 生後二年三月	に達しない	一日二回、一回六十分（生後二年に達した子を育てる場合にあつては四十五分）																							
十八～二十四（略）	（略）	（略）																							
<p>2～4（略）</p> <p>第八条の二～第十一条の二（略）</p> <p>附則</p> <p>この規則は、令和二年四月一日から施行する。</p>	<p>2～4（略）</p> <p>第八条の二～第十一条の二（略）</p>																								

## 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和32年大分県教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）の一部改正

### 1 改正理由

職員が育児をしながら働きやすい環境を整備するため、育児時間の対象となる子の年齢を拡大するもの

### 2 改正の内容

「育児時間」関係（規則第8条第1項の表の17の項）

（現 行）生後2年3月に達するまで（生後2年を超える期間：1日2回・1回45分）

（改正後）生 後 3 年に達するまで（生後2年を超える期間：1日2回・1回45分）

※生後2年までは従来どおり1日2回・1回60分

### 3 施行期日

令和2年4月1日